

# 使用料見直し内容

NO	部課名称	指定管理	施設・使用料名	負担割合	現行料金 1室/1人当たり (円/%) 平成31年3月31日 現在	標準 使用料 単価 ※A・B・C (円)	改定方針(案)	改定後 使用料 単価 (円)	理由	実施日	
1	遊水地課		藤岡遊水池会館使用料	50%	大会議室/1h	250	3,640	引上げ	310	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
2	遊水地課		渡良瀬遊水地ハートランド城使用料	50%	研修室/1h	100	6,450	引上げ	150	類似施設との均衡化。 ※激変緩和措置により1.5倍以内	令和2年4月1日
3	地域づくり推進課	指定	とちぎ市民活動推進センター(くらら)	50%	会議室/1h	-	-	現行維持	-		—
4	西方地域づくり推進課		金崎有料駐車場使用料	100%	月額	3,500	-	現行維持	3,500		—
5	管財課		庁舎等使用料	-	消費税	8%	-	消費税率分	10%		令和元年10月1日
6	管財課		天幕使用料	100%	1張り/日	1,100	-	消費税率分	1,150	類似業種との均衡化。	令和2年4月1日
7	環境課		聖地公園永代使用料	50%	第1種	125,000	-	現行維持	125,000		—
8	環境課(道の駅所管)		電気自動車用急速充電器使用料	-	-	0	540	引上げ	550	類似施設との均衡化。	令和2年1月1日
9	環境課(市民生活課)		斎場使用料(栃木)	50%	和室	3,000	-	現行維持	3,000		—
10	環境課(市民生活課)		霊柩自動車使用料(栃木)	50%	往復(市内全域)	6,000	-	現行維持	6,000		—
11	人権・男女共同参画課		大平隣保館使用料	50%	教養娯楽室/1h	400	450	消費税率分	420		令和2年4月1日
12	人権・男女共同参画課		集会所使用料 皆川城内集会所	50%	集会所/1h	300	340	消費税率分	310		令和2年4月1日
13	人権・男女共同参画課		集会所使用料 新栃木コミュニティ会館	50%	集会所/1h	300	330	消費税率分	310		令和2年4月1日
14	人権・男女共同参画課		集会所使用料 大平榎本集会所	50%	ホール/1h	200	210	消費税率分	210		令和2年4月1日
15	人権・男女共同参画課		集会所使用料 大平伯仲集会所	50%	ホール/1h	200	270	消費税率分	210		令和2年4月1日
16	人権・男女共同参画課		集会所使用料 大平真弓集会所	50%	ホール/1h	200	190	消費税率分	210	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
17	人権・男女共同参画課		集会所使用料 大平西水代集会所	50%	ホール/1h	200	290	消費税率分	210		令和2年4月1日
18	人権・男女共同参画課		集会所使用料 大平富田集会所	50%	ホール/1h	200	220	消費税率分	210		令和2年4月1日
19	人権・男女共同参画課		集会所使用料 藤岡都賀集会所	50%	研修室/1h	200	740	消費税率分	210		令和2年4月1日
20	人権・男女共同参画課		集会所使用料 藤岡富吉集会所	50%	研修室/1h	200	680	消費税率分	210		令和2年4月1日
21	人権・男女共同参画課		集会所使用料 岩舟西根南集会所	50%	研修室/1h	200	700	消費税率分	210		令和2年4月1日
22	人権・男女共同参画課		集会所使用料 岩舟下津原集会所	50%	研修室/1h	200	180	消費税率分	210	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
23	藤岡市民生活課		墓地永代使用料(藤岡)	-	中根墓地	215,000	-	現行維持	215,000		—
24	西方市民生活課		墓地永代使用料(西方)	-	菅ノ沢墓地	200,000	-	現行維持	200,000		—
25	西方市民生活課		真名子夢ホール使用料	50%	多目的室/1h	300	340	消費税率分	310		令和2年4月1日
26	福祉総務課		あいあいプラザ	-	無料	-	-	現行維持	-		—
27	福祉総務課	指定	栃木市大平地域福祉センター(ふるさとふれあい館)	50%	ボランティアルーム2/1h	520	650	消費税率分	540		令和2年4月1日
28	障がい福祉課	指定	栃木市藤岡地域活動支援センター	-	無料	-	5	現行維持	-		—
29	障がい福祉課	指定	栃木市都賀地域活動支援センター	-	無料	-	7	現行維持	-		—
30	地域包括ケア推進課		小野寺ふれあい館使用料	50%	交流室/1h	300	350	消費税率分	310		令和2年4月1日
31	地域包括ケア推進課		栃木市西方さくらホーム	-	無料	-	-	現行維持	-		—
32	地域包括ケア推進課	指定	栃木市西方ふれあいプラザ	-	無料	-	-	現行維持	-		—

# 使用料見直し内容

NO	部課名称	指定管理	施設・使用料名	負担割合	現行料金 1室/1人当たり (円/%) 平成31年3月31日 現在		標準 使用料 単価 ※A・B・C (円)	改定方針(案)	改定後 使用料 単価 (円)	理由	実施日
33	地域包括ケア推進課	指定	栃木市老人福祉センター 長寿園	50%	60歳以上1回	100	570	消費税率分	100		令和2年4月1日
34	地域包括ケア推進課	指定	栃木市老人福祉センター 泉寿園	50%	60歳以上1回	100	680	消費税率分	100		令和2年4月1日
35	地域包括ケア推進課	指定	栃木市老人福祉センター 福寿園	50%	60歳以上1回	100	1,060	消費税率分	100		令和2年4月1日
36	地域包括ケア推進課	指定	栃木市大平健康福祉センター(ゆうゆうプラザ)貸館	50%	小会議室/1h	840	1,320	消費税率分	880		令和2年4月1日
37	地域包括ケア推進課	指定	栃木市大平健康福祉センター(ゆうゆうプラザ)入場	50%	65歳以上1回	200	510	消費税率分	210		令和2年4月1日
38	地域包括ケア推進課	指定	栃木市渡良瀬の里	50%	65歳以上1回	100	470	消費税率分	100		令和2年4月1日
39	地域包括ケア推進課	指定	栃木市岩舟健康福祉センター(遊楽々館)貸館	50%	第1会議室/1h	300	840	引上げ	450	類似施設との均衡化。 ※激変緩和措置1.5倍以内	令和2年4月1日
40	地域包括ケア推進課	指定	栃木市岩舟健康福祉センター(遊楽々館)入場	50%	65歳以上1回	200	550	消費税率分	210		令和2年4月1日
41	健康増進課		栃木保健福祉センター使用料	50%	大会議室/1h	500	940	消費税率分	520		令和2年4月1日
42	健康増進課		都賀保健センター使用料	50%	会議室/1h	200	1,860	消費税率分	210		令和2年4月1日
43	健康増進課		藤岡保健福祉センター使用料	50%	会議室/1h	200	810	消費税率分	210		令和2年4月1日
44	商工振興課		栃木市技能センター	-	無料	-	-	現行維持	-		—
45	商工振興課		栃木市栃木勤労青少年ホーム	-	無料	-	-	現行維持	-		—
46	商工振興課		栃木市大平勤労青少年ホーム	-	無料	-	-	現行維持	-		—
47	商工振興課		栃木市働く婦人の家	-	無料	-	-	現行維持	-		—
48	商工振興課	指定	栃木市勤労者総合福祉センター	50%	会議室/4h	900	1,080	消費税率分	940		令和2年4月1日
49	商工振興課	指定	栃木市勤労者体育センター	50%	競技場/2h	600	700	消費税率分	620		令和2年4月1日
50	観光振興課		倭町小江戸ひろば使用料	50%	会議室/4h	500	720	消費税率分	520		令和2年4月1日
51	観光振興課		横山郷土館使用料	50%	入館料	300	890	現行維持	300		—
52	観光振興課	指定	栃木市観光情報物産館	-	有料	-	-	現行維持	有料	平成31年4月1日観光情報物産館 条例施行	—
53	観光振興課	指定	とちぎ山車会館	50%	入館料	500	490	現行維持	500		—
54	観光振興課	指定	とちぎ蔵の街観光館	50%	見世蔵座敷/1h	500	500	消費税率分	520		令和2年4月1日
55	観光振興課	指定	倭町駐車場	100%	1回/0.5h	100	-	現行維持	100		—
56	農業振興課		農村振興総合センター使用料	50%	多目的広場/1h	300	560	消費税率分	310		令和2年4月1日
57	農林整備課	指定	栃木市出流ふれあいの森	50%	研修室/4h	2,100	3,080	消費税率分	2,200		令和2年4月1日
58	大平産業振興課		かかしの里使用料	50%	野球場/1h	500	770	消費税率分	520		令和2年4月1日
59	大平産業振興課		農産加工施設等使用料(大平)『大平西部地区農産加工所』	50%	漬物製造室/4h	520	1,080	消費税率分	540		令和2年4月1日
60	大平産業振興課		農産加工施設等使用料(大平)『大平農村婦人の家』	50%	農産加工室/4h	840	1,800	消費税率分	880		令和2年4月1日
61	大平産業振興課	指定	栃木市大平まちづくり交流センター(プラッツおおひら)	50%	交流サロン/1h	630	440	消費税率分	660	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
62	藤岡産業振興課		藤岡農産加工センター使用料	50%	味噌等製造室/4h	1,050	3,000	消費税率分	1,100		令和2年4月1日
63	藤岡産業振興課	指定	道の駅みかも	50%	消費税	8%	0	消費税率分	10%		令和元年10月1日
64	西方産業振興課		農産加工施設等使用料(西方)『西方農産加工所』	50%	ジャム加工室/4h	2,000	2,460	消費税率分	2,090		令和2年4月1日

# 使用料見直し内容

NO	部課名称	指定管理	施設・使用料名	負担割合	現行料金 1室/1人当たり (円/%) 平成31年3月31日 現在		標準 使用料 単価 ※A・B・C (円)	改定方針(案)	改定後 使用料 単価 (円)	理由	実施日
65	西方産業振興課		農産加工施設等使用料(西方)『真名子農産加工所』	50%	味噌等製造室/4h	1,050	2,460	消費税率分	1,100		令和2年4月1日
66	西方産業振興課		農産加工施設等使用料(西方)『西方農村婦人の家』	50%	味噌等製造室/4h	1,050	1,200	消費税率分	1,100		令和2年4月1日
67	西方産業振興課	指定	道の駅にししかた	50%	消費税	8%	-	消費税率分	10%		令和元年10月1日
68	岩舟産業振興課		農産加工施設等使用料(岩舟)『岩舟町ふるさとセンター』	50%	研修室/4h	1,050	1,280	消費税率分	1,100		令和2年4月1日
69	岩舟産業振興課	指定	栃木市岩舟農村環境改善センター	50%	多目的ホール/1h	700	810	消費税率分	730		令和2年4月1日
70	土木管理課		駅連絡通路施設使用料	100%	掲示板使用/年	170,000	-	現行維持	170,000		-
71	公園緑地課(スポ振)		西方総合公園使用料(野球場等)	50%	野球場/1h	500	900	消費税率分	520		令和2年4月1日
72	公園緑地課		西方総合公園使用料(公園管理棟会議室)	50%	公園管理棟会議室/1h	150	100	消費税率分	150	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
73	公園緑地課		ふるさとセンター・プラザ・体験交流館使用料(つがの里)	50%	会議室/1h	300	320	消費税率分	310		令和2年4月1日
74	公園緑地課(スポ振)		大平運動公園使用料	50%	野球場/1h	600	1,987	消費税率分	620		令和2年4月1日
75	公園緑地課(スポ振)		藤岡渡良瀬運動公園使用料	50%	野球場/1h	500	310	消費税率分	520	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
76	公園緑地課	指定	栃木市総合運動公園	50%	硬式野球場/1h	1,000	1,940	消費税率分	1,040		令和2年4月1日
77	公園緑地課	指定	岩舟総合運動公園	50%	野球場/1h	300	320	消費税率分	310		令和2年4月1日
78	企業経営課		水道料金	-	消費税	8%	-	消費税率分	10%		令和元年10月1日
79	企業経営課		下水道使用料	-	消費税	8%	-	消費税率分	10%		令和元年10月1日
80	企業経営課		農業集落排水施設使用料	-	消費税	8%	-	消費税率分	10%		令和元年10月1日
81	生涯学習課		特別教室使用料【栃木中央小学校特別教室】	50%	1室	200	2,540	消費税率分	210		令和2年4月1日
82	生涯学習課		特別教室使用料【栃木南中学校特別教室】	50%	第二音楽室1室	200	160	消費税率分	210	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
83	生涯学習課		特別教室使用料【大平西小学校特別教室】徴収歴なし	50%	1室	200	-	消費税率分	210		令和2年4月1日
84	生涯学習課		コミュニティセンター使用料『栃木第三地区コミュニティ』	50%	大会議室/1h	300	390	消費税率分	310		令和2年4月1日
85	生涯学習課		コミュニティセンター使用料『栃木第四地区コミュニティ』	50%	集会室/1h	300	420	消費税率分	310		令和2年4月1日
86	生涯学習課		コミュニティセンター使用料『栃木第五地区コミュニティ』	50%	大会議室/1h	300	280	消費税率分	310	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
87	生涯学習課		コミュニティセンター使用料『藤岡城山コミュニティ』	50%	ホール中/1h	200	300	消費税率分	210		令和2年4月1日
88	生涯学習課	指定	栃木市栃木第六地区コミュニティセンター	50%	大会議室/1h	300	600	消費税率分	310		令和2年4月1日
89	公民館課		西方南部地区コミュニティセンター使用料	50%	集会室/1h	200	130	消費税率分	210	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
90	公民館課		皆川公民館使用料	50%	中研修室/1h	200	280	消費税率分	210		令和2年4月1日
91	公民館課		国府公民館使用料	50%	中会議室/1h	200	160	消費税率分	210	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
92	公民館課		寺尾公民館使用料	50%	大交流室/1h	600	940	消費税率分	620		令和2年4月1日
93	公民館課		大宮公民館使用料	50%	中会議室/1h	300	300	消費税率分	310		令和2年4月1日
94	公民館課		吹上公民館使用料	50%	中会議室/1h	200	220	消費税率分	210		令和2年4月1日
95	公民館課		大平公民館使用料『大平公民館』	50%	第1会議室/1h	300	300	消費税率分	310		令和2年4月1日
96	公民館課		大平公民館使用料『大平西地区公民館』	50%	第1・第2会議室/1h	200	230	消費税率分	210		令和2年4月1日
97	公民館課		大平公民館使用料『大平東地区公民館』	50%	第1・第2会議室/1h	200	180	消費税率分	210	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
98	公民館課		大平公民館使用料『大平南地区公民館』	50%	第1・第2会議室/1h	200	210	消費税率分	210		令和2年4月1日

# 使用料見直し内容

NO	部課名称	指定管理	施設・使用料名	負担割合	現行料金 1室/1人当たり (円/%) 平成31年3月31日 現在	標準 使用料 単価 ※A・B・C (円)	改定方針(案)	改定後 使用料 単価 (円)	理由	実施日	
99	公民館課		藤岡公民館使用料	50%	大会議室2/1h	200	160	消費税率分	210	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
100	公民館課		赤麻地区公民館使用料	50%	講座室/1h	300	690	消費税率分	310		令和2年4月1日
101	公民館課		部屋地区公民館使用料	50%	研修室//1h	200	230	消費税率分	210		令和2年4月1日
102	公民館課		三鴨地区公民館使用料	50%	講座室/1h	300	590	消費税率分	310		令和2年4月1日
103	公民館課		藤岡地区公民館使用料	50%	講座室/1h	200	480	消費税率分	210		令和2年4月1日
104	公民館課		都賀公民館使用料	50%	講堂/1h	600	610	消費税率分	620		令和2年4月1日
105	公民館課		西方公民館使用料	50%	会議室(大)/1h	300	250	消費税率分	310	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
106	公民館課		岩舟公民館使用料『岩舟公民館』	50%	講義室/1h	300	450	消費税率分	310		令和2年4月1日
107	公民館課		岩舟公民館使用料『静和地区公民館』	50%	大会議室/1h	300	380	消費税率分	310		令和2年4月1日
108	公民館課		岩舟公民館使用料『小野寺地区公民館』	50%	第1会議室/1h	300	480	消費税率分	310		令和2年4月1日
109	公民館課		栃木市岩舟石の資料館	-	無料	-	-	現行維持	-		—
110	スポーツ振興課		体育施設使用料(西方)『西方北グラウンド』	50%	野球場/1h	400	400	消費税率分	420		令和2年4月1日
111	スポーツ振興課		体育施設使用料(西方)『西方南グラウンド』	50%	野球場/1h	400	460	消費税率分	420		令和2年4月1日
112	スポーツ振興課		体育施設使用料(西方)『真名子運動広場』	50%	ソフトボール場/1h	400	630	消費税率分	420		令和2年4月1日
113	スポーツ振興課		体育施設使用料(都賀)『都賀市民運動場』	50%	運動場1面/1h	400	410	消費税率分	420		令和2年4月1日
114	スポーツ振興課		体育施設使用料(都賀)『木コミュニティ』	50%	体育館/1h	500	460	消費税率分	520	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
115	スポーツ振興課		体育施設使用料(都賀)『大柿コミュニティ』	50%	体育館/1h	500	460	消費税率分	520	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
116	スポーツ振興課		体育施設使用料(都賀)『南部コミュニティ』	50%	体育館/1h	500	460	消費税率分	520	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
117	スポーツ振興課		体育施設使用料(都賀)『都賀体育センター』	50%	アリーナ/1h	1,000	1,180	消費税率分	1,040		令和2年4月1日
118	スポーツ振興課		屋外運動場夜間照明使用料(藤岡)	50%	1h	1,000	920	現行維持	1,000		—
119	スポーツ振興課		つがスポーツ公園使用料	50%	野球A・B/1h	500	1,710	消費税率分	520		令和2年4月1日
120	スポーツ振興課		屋外運動場夜間照明使用料(岩舟)	50%	1h	1,000	460	現行維持	1,000		—
121	スポーツ振興課		岩舟総合運動場使用料『ソフトボール場』	50%	ソフトボール場/1h	400	750	消費税率分	420		令和2年4月1日
122	スポーツ振興課		学校体育館使用料(栃木)	50%	小中学校体育館/1h	200	210	消費税率分	210		令和2年4月1日
123	スポーツ振興課		学校体育館使用料(大平)	50%	小中学校体育館/1h	200	210	消費税率分	210		令和2年4月1日
124	スポーツ振興課		学校体育館使用料(藤岡)	50%	小中学校体育館/1h	200	210	消費税率分	210		令和2年4月1日
125	スポーツ振興課		学校体育館使用料(都賀)	50%	小中学校体育館/1h	200	210	消費税率分	210		令和2年4月1日
126	スポーツ振興課		学校体育館使用料(西方)	50%	小中学校体育館/1h	200	210	消費税率分	210		令和2年4月1日
127	スポーツ振興課		学校体育館使用料(岩舟)	50%	小中学校体育館/1h	200	210	消費税率分	210		令和2年4月1日
128	スポーツ振興課		屋外運動場夜間照明使用料(栃木)	50%	1h	1,000	580	現行維持	1,000		—
129	スポーツ振興課		屋内運動場使用料	50%	ゲートボールコート/4h	500	900	消費税率分	520		令和2年4月1日
130	スポーツ振興課		大平武道館使用料	50%	剣道場/1h	600	570	消費税率分	620	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
131	スポーツ振興課		体育館使用料『大平体育館』	50%	アリーナ/1h	1,000	1,050	消費税率分	1,040		令和2年4月1日
132	スポーツ振興課		体育館使用料『大平南体育館』	50%	アリーナ/1h	700	820	消費税率分	730		令和2年4月1日

## 使用料見直し内容

NO	部課名称	指定管理	施設・使用料名	負担割合	現行料金 1室/1人当たり (円/%) 平成31年3月31日 現在		標準 使用料 単価 ※A・B・C (円)	改定方針(案)	改定後 使用料 単価 (円)	理由	実施日
133	スポーツ振興課		藤岡弓道場使用料	50%	弓道場/1h	250	300	引上げ	300	類似施設との均衡化。	令和2年4月1日
134	スポーツ振興課		藤岡総合体育館使用料	50%	アリーナ/1h	1,400	1,500	消費税率分	1,460		令和2年4月1日
135	スポーツ振興課		西方総合文化体育館使用料	50%	サブアリーナ/1h	500	540	消費税率分	520		令和2年4月1日
136	文化課	指定	栃木文化会館使用料(栃木文化会館)	50%	大ホール/3h	10,000	10,500	消費税率分	10,470		令和2年4月1日
137	文化課	指定	栃木文化会館使用料(大平文化会館)	50%	中ホール/3h	6,000	6,300	消費税率分	6,280		令和2年4月1日
138	文化課	指定	栃木文化会館使用料(藤岡文化会館)	50%	中ホール/3h	6,000	6,300	消費税率分	6,280		令和2年4月1日
139	文化課	指定	栃木文化会館使用料(都賀文化会館)	50%	中ホール/3h	6,000	6,300	消費税率分	6,280		令和2年4月1日
140	文化課	指定	栃木文化会館使用料(岩舟文化会館)	50%	中ホール/3h	6,000	6,300	消費税率分	6,280		令和2年4月1日
141	文化課		とちぎ蔵の街美術館使用料	50%	入館料	300	1,210	現行維持	300		—
142	文化課		下野国庁跡資料館	-	無料	-	100	現行維持	0		—
143	文化課		星野遺跡地層たんけん館	-	無料	-	-	現行維持	-		—
144	文化課		栃木市郷土参考館	-	無料	-	100	現行維持	0		—
145	文化課		栃木市都賀歴史民俗資料館	-	無料	-	-	現行維持	-		—
146	文化課		栃木市藤岡歴史民俗資料館	-	無料	-	100	現行維持	0		—
147	文化課		栃木市蔵の資料館「古久磯提灯店見世蔵」	-	無料	-	-	現行維持	-		—
148	文化課	指定	栃木市おおひら歴史民俗資料館	50%	入館料(一般)	100	104	現行維持	100		—
149	文化課	指定	栃木市おおひら郷土資料館「白石家戸長屋敷」	50%	入館料(一般)	100	104	現行維持	100		—

### ※A: 特定の者が会議室等の施設を利用する場合の単価計算

・1㎡・1時間当たりの原価を算出し、利用面積・時間に応じた単価を計算。

単価=(人件費+物件費+維持補修費+減価償却費)÷利用可能面積合計÷年間利用可能時間÷稼働率×利用面積×利用時間(1時間)×負担割合

### ※B: 不特定多数の者が施設利用する場合の単価計算

・利用者1人・1時間当たりの原価を算出し、利用時間に応じた単価を計算。

単価=(人件費+物件費+維持補修費+減価償却費)÷年間利用者数×利用時間(1時間)×負担割合

### ※C: 単価計算が困難な場合

上記A・Bの計算式により単価計算が困難なものは、近隣市町の価格、類似施設の使用料等を参考に調整。